

固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます。）に対して課税される市税です。

●償却資産とは…法人や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、備品などをいいます。

納税義務者（固定資産税を納めていただく方）

毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している方。固定資産を所有している方とは、

- 土地については、登記簿または土地補充課税台帳
 - 家屋については、登記簿または家屋補充課税台帳
 - 償却資産については、償却資産課税台帳
- にそれぞれ所有者として登記または登録されている方をいいます。

税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4%）

課税標準額

税額を計算する基礎となる課税標準額は、1月1日現在の固定資産の価格（評価額）から求められます。

土地・家屋の価格については国が定める固定資産評価基準に基づいて3年ごとに評価の見直しを行って定めます。

また、償却資産については、原則として申告していただいた資産の取得価額、取得年月および耐用年数をもとに、個々の資産ごとに算出した価格の合計額が課税標準額になります。

免税点

同一区内に同一人が所有する固定資産のそれぞれの課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合は、固定資産税が課税されません。

●土地：30万円 ●家屋：20万円 ●償却資産：150万円

納付の方法

右表の納期ごとに市税事務所から送付される納付書により納めていただきます。

また、口座振替やクレジットカード、スマートフォン決済アプリにより納めていただくこともできます（34・35ページ参照）。

期 別	納 期	納 期 限
第1期	4 月	4 月30日
第2期	7 月	7 月31日
第3期	12月	1 月 5 日
第4期	翌年2月	3 月 2 日

償却資産の申告

償却資産を所有している方は申告が必要です。

申 告 期 限：1月31日（土曜日・日曜日・祝休日の場合は翌開庁日）

申告書の提出先：資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当

※郵送や電子申告（エルタックス）による提出にご協力をお願いします。

土地・家屋の所有者がお亡くなりになった場合

土地・家屋の所有者がお亡くなりになった場合は、次のとおり申告をしてください。

※法務局で相続登記の手続をされた場合は、申告の必要はありません。

なお、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

- 申告が必要な方：土地・家屋の現所有者（相続人など）
 - 申告方法：申告書に必要書類（戸籍謄本など）を添えて市税事務所固定資産税課に提出
 - 申告期限：現所有者（相続人など）であることを知った日の翌日から3か月を経過した日
- ※申告方法の詳細、申告書の様式のダウンロードについては、市ウェブサイト（ページID:130307）をご覧ください。

土地・家屋の利用状況が変わる場合

次のような場合は、土地・家屋が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課へお知らせください。

- ・家屋の新築・増築・改築・用途変更（例：店舗→住宅）・取壊しをされた場合
- ・共同住宅等の建築設備をリース契約に変更された場合
- ・土地の用途変更をされた場合

（例1）事務所・店舗・倉庫などを住宅に用途変更し、その敷地が住宅用地になった場合

（例2）住宅を事務所・店舗・倉庫などに用途変更し、その敷地が住宅用地でなくなった場合

（例3）住宅の一部の用途を変更し、居住部分の割合が変わった場合

- ・1月1日現在、住宅を建替え中の場合

※詳細は、右の二次元コードから名古屋市くらしの手続きガイド「家屋の新築・増改築・取壊・建替に伴う固定資産税ガイド」をご覧ください。



縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税（土地または家屋）の納税者の方が、同一区内の他の固定資産（土地または家屋）の価格との比較を通じてご自分の固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するものです。土地の納税者の方は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の納税者の方は家屋価格等縦覧帳簿をご覧になれます。

固定資産税（土地または家屋）の課税内容にご不明な点がある場合は、その土地・家屋が所在する区を担当する市税事務所にお問い合わせください。

なお、償却資産には縦覧の制度はありません。

縦覧期間:令和7年4月1日から令和7年4月30日まで（土曜日・日曜日・祝休日を除く）

縦覧場所:固定資産が所在する区を担当する市税事務所

※縦覧に来られる際には、本人確認書類（納税通知書、課税明細書、運転免許証、運転経歴証明書など）をご持参ください。納税者以外の方は、納税者からの委任状もあわせて必要です。

※令和7年4月から、区役所・支所では縦覧できません。

審査の申出

固定資産課税台帳に登録された令和7年度の価格に不服のある方は、固定資産の価格等を登録した旨を公示した日（令和7年4月1日）から納税通知書を受け取った日後3か月以内に、名古屋市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

ただし、令和7年度は、次の事情がある土地または家屋のみ、審査の申出をすることができます。

（土地）①地目の変換、分筆、合筆、利用状況の変更があった場合

②地価下落に対応した価格の修正があった場合（地価下落に関するもののみ対象）

③本来地価下落に対応した価格の修正を受けるべき土地であることを申し出る場合

（家屋）新築、増改築などがあった場合

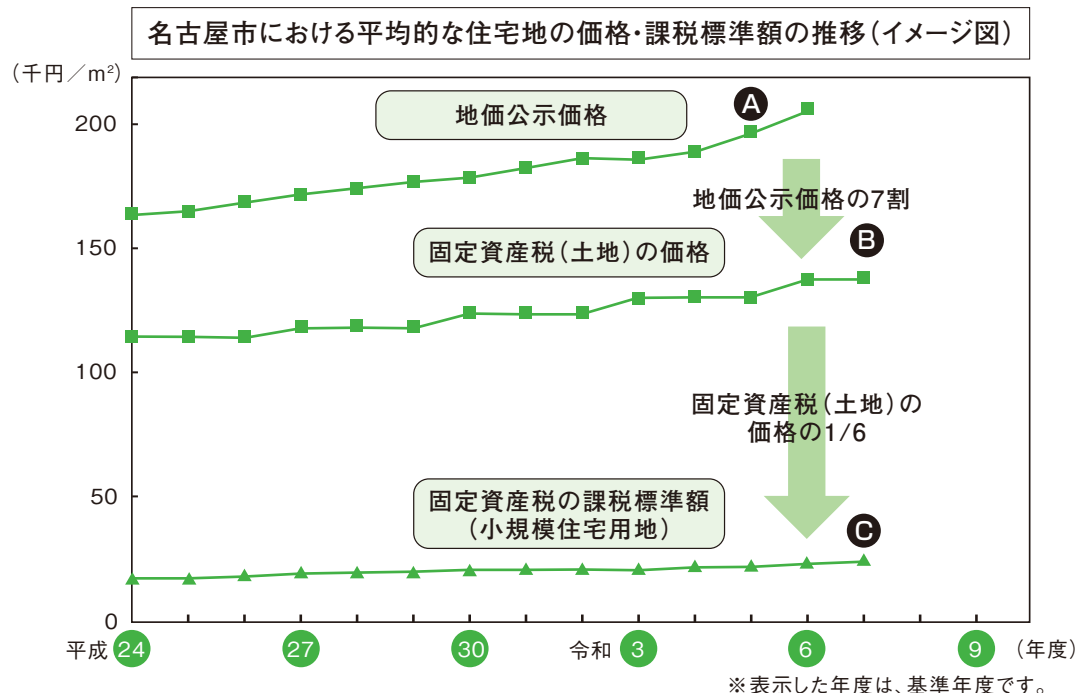
審査申出書は、なるべく固定資産が所在する区を担当する市税事務所の固定資産税課を経由して提出してください。

固定資産税の評価・軽減措置

<土地の評価と税負担>

○令和7年度の土地の評価

令和7年度の土地の価格は、令和5年1月1日の地価公示価格等の7割で評価し、地価が下落していると認められる地域については、令和6年7月1日までの1年半の地価下落に対応した価格の修正を行っています。



●A = 令和5年1月1日地価公示価格(197千円/m²)

●B = 令和7年度固定資産税(土地)の価格(137千円/m²)

・地価公示価格の7割(197千円/m²×0.7)

・令和5年1月1日から令和6年7月1日までの1年半の地価下落を反映

●C = 令和7年度固定資産税の課税標準額(小規模住宅用地)

・【上限】固定資産税(土地)の価格の1/6

※土地の固定資産税価格は、市町村間での評価のばらつきをなくすため、平成6年度から全国すべての市町村で地価公示価格等の7割の水準に統一されています。

※価格は、原則として3年間据え置かれますが、地価が下落したと認められる地域にある土地については、平成9年度以降、地価の下落に係る特例措置として、価格を修正しています。

○税負担のしくみ

土地の税額は、価格（住宅用地の場合は「価格×住宅用地特例率」）を課税標準額として、これに税率をかけて求めることとされています。
具体的には、25・26ページのように計算します。

○住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、次のとおり課税標準の特例があります。

◎住宅用地特例率表

区 分	小規模住宅用地	一般住宅用地
固定資産税	1／6	1／3
都市計画税	1／3	2／3

◎住宅用地率表

家 屋		居住部分の割合	率
①	地上階数が5階建て以上の耐火建築物である家屋	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上3/4未満	0.75
		3/4以上	1.0
②	①に掲げる家屋以外の家屋	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上	1.0

◎住宅用地とは、次のものをいいます。

- ・専用住宅の敷地。ただし、敷地面積がその住宅の床面積の10倍を超えるときは10倍の面積までの部分。
 - ・併用住宅（居住部分とそれ以外の用途の部分がある家屋のうち、居住部分がその家屋の床面積の1／4以上である家屋）の敷地は、敷地面積に住宅用地率表の率をかけて求めた面積の部分。ただし、敷地面積が床面積の10倍を超えるときは10倍の面積に住宅用地率表の率をかけて求めた面積の部分。
- ◎小規模住宅用地とは、住宅用地のうち住宅1戸につき200㎡までの部分をいいます。また、一般住宅用地とは、住宅用地のうち小規模住宅用地以外の部分をいいます。

<家屋の評価と軽減措置>

○令和7年度の家屋の評価

家屋の評価は、屋根、外壁、内壁、天井、床、基礎、建具、設備などにつき、それぞれに使用されている材料の種類や数量を実地調査や各種の資料から把握し、国が定めた全国共通の評価のものさしである固定資産評価基準によって行います。そのため、家屋の価格は、実際の取得費や工事費とは異なります。

家屋の価格 = 再建築価格^{※1} × 経年減点補正率^{※2}

- (※1)もう一度その場所にその家屋を建てるとした場合に必要な建築費
(※2)建築後の年数の経過によって生ずる家屋のいたみ具合による価値の減少を率であらわしたもの（初年度は1年間経過したものとします。）

家屋の評価は、地方税法の規定により3年ごとの基準年度に見直しを行っています（令和6年度が、その評価の見直しの年でした。）。すでに固定資産税が課税されている家屋においては、令和7年度価格は令和6年度価格を据え置いたものとなります。ただし、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増築、改築や一部取壊し、そのほか特別な事情がある場合は、新たに評価をしておいて価格を求めます。

○家屋についての軽減措置

1. 新築住宅の減額・新築された認定長期優良住宅の減額

新築された住宅が、下表の「減額の要件」の欄に当てはまる場合は、「減額の内容」の欄のとおり、その住宅の固定資産税が減額されます（都市計画税は減額されません。）。

		新築住宅※1の減額		新築された 認定長期優良住宅※2の減額	
減額 の 要件	居 住 割 合	居住部分の床面積の割合が1棟全体の 1／2以上 (区分所有家屋の場合は専有部分ごとに判定します。)			
	床 面 積※3	居住部分の床面積が1戸当たり50㎡以上280㎡以下 (戸建て以外の貸家住宅については40㎡以上280㎡以下)			
減額 の 内 容	減額の対象 となる税額	居住部分の床面積(1戸当たり120㎡を限度とします。)に相当する額			
	減額する率	1／2			
	減額の期間	3階建以上の 耐火・準耐火住宅※4 新築後5年間	左記以外の 住宅 新築後3年間	3階建以上の 耐火・準耐火住宅※4 新築後7年間	左記以外の 住宅 新築後5年間
手 続 き		不要		新築された日から翌年の1月31日(土曜日・日曜日・ 祝休日の場合は翌開庁日)までの間に、長期優良住宅 建築等計画等の認定通知書の写し※5などを添えて、 その住宅が所在する区を担当する市税事務所固定資 産税課家屋担当へ申告書を提出することが必要です。	

- ※1 都市再生特別措置法に基づいてされた勧告に従わず建築された一定の住宅については、新築住宅の減額の対象から除外されます。
- ※2 認定長期優良住宅とは、耐久性や耐震性などについて一定の基準を満たす住宅で、長期優良住宅建築等計画等について名古屋市の認定を受けたものをいいます。
本市において長期優良住宅の認定を受けるためには、1戸当たりの床面積が戸建ての住宅については75㎡以上、共同住宅、長屋、その他の戸建て以外の住宅については40㎡以上であることが必要とされています。
- ※3 居住部分の床面積の判定については、次のとおりです。
- (1) マンションやアパートなど複数の世帯が居住する家屋(共同住宅)の場合
それぞれの世帯が居住する独立的に区画された部分ごとに判定します。共用部分(独立的に区画された部分の居住者が共同で使用する部分)がある場合は、共用部分の床面積をそれぞれの独立的に区画された部分の床面積の割合によりあん分し、それを独立的に区画された部分の床面積に加算して判定します。
- (2) 二世帯住宅の場合
原則として、それぞれの世帯の居住部分に、日常生活に必要な専用出入口、台所、トイレ、風呂があり、住宅の構造上および利用上それぞれが独立した住宅となっている場合に限り、それぞれの世帯の居住部分を1戸として判定します。
- ※4 建築基準法に定める特定主要構造部を耐火構造または主要構造部を準耐火構造とした住宅をいいます。
- ※5 長期優良住宅建築等計画等の変更の認定を受けた場合は、「長期優良住宅建築等計画等の変更認定通知書の写し」、長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた方の地位を承継した場合については、「認定計画実施者の地位の承継に係る承認通知書の写し」を添えてください。

2. 耐震改修等が行われた住宅の減額

耐震改修、バリアフリー改修または省エネルギー改修が行われた住宅が、下表の「減額の要件」欄に当てはまる場合は、「減額の内容」の欄のとおり、その住宅の固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません。)

		耐震改修が行われた住宅の減額	バリアフリー改修が行われた住宅の減額	省エネルギー改修が行われた住宅の減額
減額の要件	対象住宅	昭和57年1月1日以前から所在する住宅	新築された日から10年以上を経過した住宅(貸家は除きます。)	平成26年4月1日以前から所在する住宅(貸家は除きます。)
	居住割合	居住部分の床面積の割合が1棟全体の1／2以上 (区分所有家屋の場合は専有部分ごとに判定します。)		
	床面積	— ※1	改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下	
	居住者	—	申告の時点で65歳以上の方などが居住していること	—
	工事内容	建築基準法に定める現行の耐震基準に適合させる工事	バリアフリー化に資する工事 例：通路・出入口の拡幅、手すりの取付け	窓の断熱改修工事またはこれと併せて行う天井・壁・床などの断熱改修工事等
	工事費用	1戸当たり50万円を超えていること	1戸当たり50万円を超えていること※2	1戸当たり60万円を超えていること※2
リフォーム工事などに相当する金額は含みません。				
減額の内容	減額の対象となる税額	居住部分の床面積に相当する額		
		1戸当たり120㎡を限度とします。	1戸当たり100㎡を限度とします。	1戸当たり120㎡を限度とします。
	減額する率	1／2※3	1／3	1／3※3
	減額の期間	1年※4	1年	
手続き		工事完了の日から3か月以内に、添付書類を添えて、その住宅が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課家屋担当へ申告書を提出することが必要です。		

- ※1 長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、「改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下(戸建て以外の貸家住宅については40㎡以上280㎡以下)」となります。
- ※2 国等からの補助金等の金額は含みません。
- ※3 長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、「2/3」となります。
なお、長期優良住宅の認定を受けて改修され、かつ、下記※4に該当する場合は、改修工事が完了した翌年度分に限り「2/3」となります。
- ※4 耐震改修が行われた住宅が、耐震診断が義務付けられた通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、「2年」となります。

固定資産税・都市計画税(土地)の税額計算の方法

＜宅地の税額の算出方法(令和7年度)＞

令和7年度の税額 = 令和7年度の課税標準額 × 税率

〔固定資産税1.4%〕
〔都市計画税0.3%〕

課税標準額は次の方法で求めます。

1. 住宅用地の場合

原則 令和7年度の課税標準額 = 令和7年度の価格 × 住宅用地特例率 (以下「特例適用後金額」といいます。)

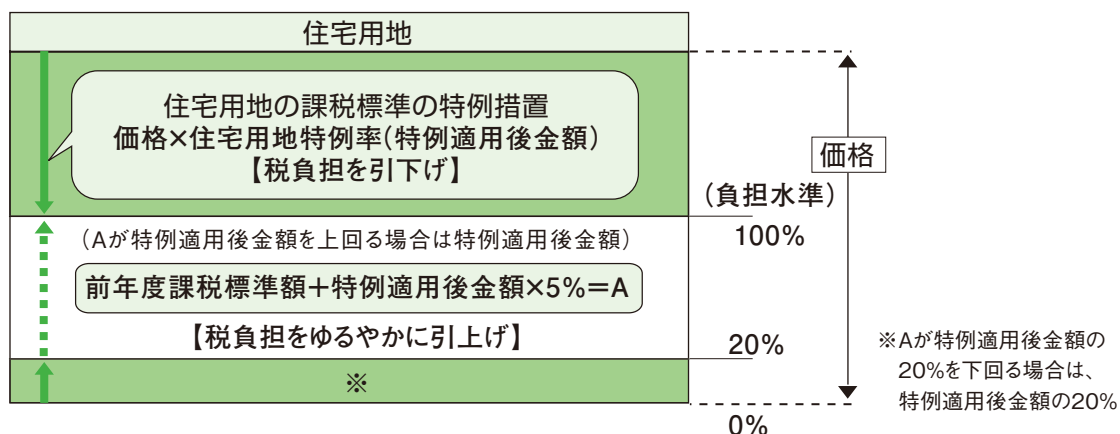
(23ページの「住宅用地特例率表」参照)

ただし、前年度(令和6年度)の課税標準額が特例適用後金額より低い土地(特例適用後金額に対する前年度課税標準額の割合(負担水準)が100%より低い土地)については、令和7年度の課税標準額を次のとおり求めます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度(令和6年度)の課税標準額}}{\text{特例適用後金額}} \times 100\%$$

令和7年度の課税標準額 = 令和6年度の課税標準額 + 特例適用後金額 × 5%

ただし、上記により計算した令和7年度の課税標準額が、
・特例適用後金額を上回る場合には、特例適用後金額とします。
・特例適用後金額の20%を下回る場合には、特例適用後金額 × 20%とします。



2. 非住宅用地の場合

原則 令和7年度の課税標準額 = 令和7年度の価格 × 70%

ただし、前年度(令和6年度)の課税標準額が令和7年度の価格の70%より低い土地については、価格に対する前年度課税標準額の割合(負担水準)に応じて令和7年度の課税標準額を次のとおり求めます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度(令和6年度)の課税標準額}}{\text{今年度(令和7年度)の価格}} \times 100\%$$

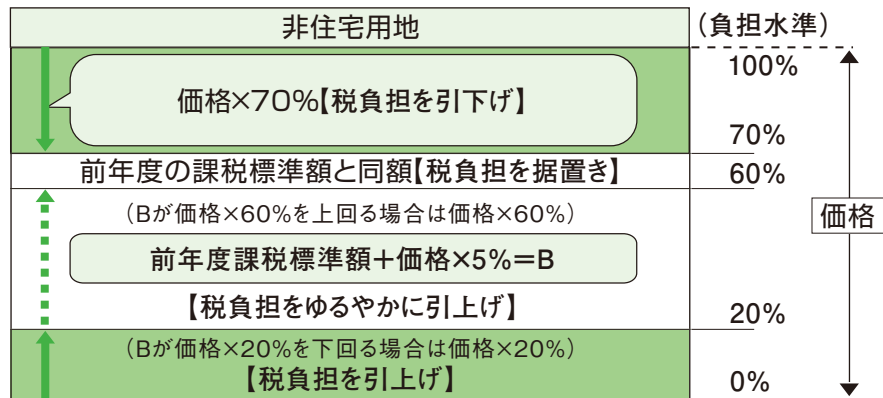
① 負担水準が60%以上70%以下の場合【税負担を据置き】

→ 令和7年度の課税標準額 = 令和6年度の課税標準額

② 負担水準が60%未満の場合【税負担をゆるやかに引上げ】

→ 令和7年度の課税標準額 = 令和6年度の課税標準額 + 令和7年度の価格 × 5%

ただし、②により計算した令和7年度の課税標準額が、
・令和7年度の価格の60%を上回る場合には、令和7年度の価格 × 60%とします。
・令和7年度の価格の20%を下回る場合には、令和7年度の価格 × 20%とします。



市街化区域農地の宅地並み課税について

平成4年度以降、市街化区域農地は、すべて「宅地並み課税」となっています。市街化区域農地の課税標準額の算出にあたっては、軽減措置があり、住宅用地と同様の方法により計算します。具体的には、前記の住宅用地特例率について固定資産税は3分の1、都市計画税は3分の2と読み替えて計算します。ただし、市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区内の農地および都市計画公園または特別緑地保全地区内の農地は、宅地並み課税の対象となりません。

なお、すでに農地転用届が提出されている農地については、宅地（非住宅用地）と同様の方法により計算します。

償却資産について

償却資産を、資産の種類ごとに例示すると、次のとおりです。

資産の種類		内 容
第1種	構 築 物※1	駐車場の舗装（砂利敷きを含む）、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
第2種	機械および装置 (建物附属設備※1)	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置、太陽光発電設備等
		建物附属設備※1 1 受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備等 2 特定附帯設備(テナントの方が賃貸している家屋に施行した内装、造作、建築設備)
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター
第5種	車両※2 および 運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー・クレーン車・フォークリフト等、台車等
第6種	工具・器具 および備品	事務机、事務いす、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※1 国税申告において、構築物や建物附属設備を建物一式として減価償却していても、償却資産申告においては上表に掲げる構築物や建物附属設備を個別に申告する必要があります。

※2 自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の対象になる乗用車、トラック等(これらと同じ所有者が取り付けしたカーラジオ、カーナビゲーションシステム等を含みます。)は対象外です。特に、小型特殊自動車や特種用途自動車を誤って申告しないよう注意してください。

固定資産税(償却資産)の価格(評価額)

原則として、1つの区の区域内に所在する資産の価格(評価額)の合計額が課税標準額となります。資産の価格(評価額)は次の方法で求めます。

前年中に取得した資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{取得価額}^{\ast 1} \times (1 - \text{減価率}^{\ast 2} / 2)$$

(注)減価率^{※2}/2の計算をして得た数値について、小数点以下第4位は四捨五入します。

前年前に取得した資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{前年度の価格(評価額)} \times (1 - \text{減価率}^{\ast 2})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

※1 償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費など、その償却資産をその用途に供するために直接要した費用を含みます。

※2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

【計算例】取得価額3,000,000円、取得年月令和6年5月、耐用年数3年の資産の場合
(耐用年数3年に応ずる減価率は0.536)

$$\text{令和7年度} = 3,000,000\text{円} \times (1 - 0.536 \div 2) = 2,196,000\text{円}$$

$$\text{令和8年度} = 2,196,000\text{円} \times (1 - 0.536) = 1,018,944\text{円}$$

$$\text{令和9年度} = 1,018,944\text{円} \times (1 - 0.536) = 472,790\text{円}$$

$$\text{令和10年度} = 472,790\text{円} \times (1 - 0.536) = 219,374\text{円}$$

$$\text{令和11年度} = 219,374\text{円} \times (1 - 0.536) = 101,789\text{円} < 150,000\text{円}$$

◎令和11年度で取得価額の5%(150,000円)を下回りますので、以降は150,000円になります。

都市計画税

都市計画税は、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に全額が使われている目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対して課税されます。

納税義務者(都市計画税を納めていただく方)

毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している方

税額の計算方法

課税標準額×税率(0.3%)

課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格から求められます。なお、土地については、次のような軽減・特例措置がとられています。

都市計画税の軽減・特例措置

○税負担のしくみ

固定資産税と同様の負担水準に応じてなだらかな税負担の調整措置を講じています(税額の計算方法などについては21・25・26ページをご覧ください。)

○住宅用地に対する課税標準の特例

固定資産税と同様に住宅用地に対する課税標準の特例措置がとられています(23ページをご覧ください。)

納付の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます(21ページをご覧ください。)

使い
みち
は
…?

都市計画税(令和7年度予算549億円)は、街路整備、公園整備、下水道整備、市街地開発事業などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用(令和7年度予算都市計画事業等充当一般財源664億円)に充てています。

Q&A こんな場合、固定資産税はどうなるの？

家を取り壊した跡地の固定資産税は…？

Q5

私は、昨年11月末に以前から貸していたアパートを取り壊し、今年の秋頃この土地に事務所を建てる予定です。ところが同じ宅地にもかかわらず、土地にかかる固定資産税が、昨年と比べて今年は非常に高くなりました。なぜでしょうか。

A

固定資産税には、戸建て住宅やアパートなど居住用として利用している土地（住宅用地）に対する軽減措置がありますが、その特例の適用は、毎年1月1日現在住宅の建っている敷地かどうかによって決まります。したがって、あなたの土地は今年の1月1日現在居住用として利用している土地ではないため、この特例が受けられず、昨年度の税額と差が生じているのです。

家や土地を売った場合の固定資産税は…？

Q6

昨年12月に家を売り、今年1月上旬に移転登記を済ませました。ところが、今年の4月に市税事務所から令和7年度の固定資産税の納税通知書が送られてきました。この場合、所有権は買主に移転しているので、私には納税の義務はないと思いますがどうでしょうか。

A

土地、家屋に対する課税は1月1日現在の登記簿に所有者として登記されている方に対して行われます。したがって、すでに売却済の土地・家屋であっても令和7年1月1日現在の登記簿には、あなたの名義で登記されていますので、令和7年度の固定資産税の納税義務者はあなたになります。

住宅の税額が急に高くなったのですが…？

Q7

私は、令和3年7月に住宅を新築しましたが、令和7年度分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A

新築の住宅に対しては、一定の要件に当てはまると、固定資産税を減額する制度が設けられています（都市計画税は減額されません）。これは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年間（3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年間）にかぎり、1戸当たり120㎡までの居住部分を限度として税額の2分の1を減額するものです。あなたの場合は、この制度によって令和4・5・6年度分について税額が2分の1に減額されていましたが、令和7年度はこの減額期間が終了したため、本来の税額で課税されることとなり、このため税額が高くなったものです。

なお、この減額期間が終了した住宅については、納税通知書に同封される課税明細書において「前年度で減額の適用期間が終了しました。」と記載してお知らせしています。

マイホームを持つとどんな税金がかかるの…？

Q8

土地や建物を買ったときは、どんな税金がかかるのでしょうか。

A

市税として、固定資産税・都市計画税がかかります（21～27ページ参照）。

市税以外では、県税として、不動産取得税がかかるほか、国税として、登記をする際に登録免許税がかかります。

くわしくは県税事務所・法務局（登記所）（45ページ参照）でおたずねください。

また、住宅借入金等がある場合の所得税額の特別控除については税務署（45ページ参照）でおたずねください。

土地の税額が高くなったのですが…？

Q9

令和7年度の土地の税額が令和6年度より高くなっています。なぜでしょうか。

A

主に次の理由が考えられます。

<住宅用地の課税標準の特例>

住宅を取り壊した場合には、住宅用地の課税標準の特例が適用されなくなるため土地の税額が上がります。

<利用状況の変更>

農地を整備して駐車場にした場合（地目の変更）や土地を分合筆して土地の利用状況を変更した場合は、土地の税額が上がる可能性があります。

家や土地の所有者が亡くなった場合に必要な手続きは…？

Q10

家や土地の所有者が亡くなった場合は、相続人はどのような手続きをする必要があるのでしょうか。

A

法務局で相続登記の手続きを行ってください。

登記されていない家屋の所有者が亡くなった場合については、法務局で建物表題登記および所有権保存登記の手続きを行ってください。

土地・家屋の所有者が亡くなってからおおむね3か月以内に登記の手続きが完了しない場合は、登記されるまでの間土地・家屋を現に所有している方は住所、氏名など必要な事項を申告する必要があります（21ページ参照）。